

東海国立大学機構大学文書資料室利用等規程案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考
<p>第1章 [略]</p> <p>第2章 [略]</p> <p>第3条～第7条 [略]</p> <p>(個人情報漏えい防止のために必要な措置)</p> <p>第8条 資料室は、特定歴史公文書等に個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができる、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。以下同じ。)が記録されている場合には、法第15条第3項に基づき、当該個人情報の漏えいの防止のため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>[一～四 略]</p> <p>[略]</p>	<p>第1章 [同左]</p> <p>第2章 [同左]</p> <p>第3条～第7条 [同左]</p> <p>(個人情報漏えい防止のために必要な措置)</p> <p>第8条 資料室は、特定歴史公文書等に個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができる、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。)が記録されている場合には、法第15条第3項に基づき、当該個人情報の漏えいの防止のため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>[一～四 同左]</p> <p>[同左]</p>	<p>ガイドライン改正に基づき修正するもの。</p>